

平成29年11月文京区議会定例議会提案事項

1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻945頁）

- (1) 提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）の一部改正等に伴い、非常勤職員の育児休業に係る規定等を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 法第2条第1項の規定に基づき非常勤職員が子が2歳に達する日まで育児休業を取得することができる場合について定める。（第2条の4）
 - イ 再度の育児休業ができる特別の事情及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。（第3条及び第4条）
 - ウ 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。（第8条）
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

2 文京区奨学資金に関する条例（全部改正）（文京区例規集第3巻6866頁）

- (1) 提案理由 奨学資金（以下「奨学金」という。）に係る支援の制度について、貸付制度から給付制度に改めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 対象者の要件（第2条）
 - (ア) 区の区域内に居住している保護者と同居していること。
 - (イ) 修学の意欲が旺盛であること。
 - (ウ) 経済的理由により進学又は修学が困難であること。
 - (エ) 高等学校等への入学が確定していること。
 - (オ) 同種の奨学金の給付を他から受けていないこと。
 - (カ) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でないこと。
 - イ 給付額（第3条）
 - (ア) 国立又は公立の高等学校等に入学予定の生徒 6万円
 - (イ) 私立の高等学校等に入学予定の生徒 10万円
 - ウ 給付回数（第3条）
奨学金の給付は、1人1回限りとする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 公布の日から施行し、平成30年4月以後に高等学校等に入学する者について適用する。
 - イ 経過措置 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の文京区奨学資金に関する条例の規定により貸付けを受けている者に係る奨学金については、なお従前の例による。

3 文京区入学支度資金の融資あっせん及び貸付けに関する条例（全部改正）（文京区例規集第3巻6873頁）

(1) 提案理由 入学支度資金に係る支援の制度について、融資あっせん制度を新設するとともに、貸付制度の対象者等を改めるため、提案する。

(2) 主な内容

ア 融資あっせん並びに利子及び保証料の補給の新たな実施

(ア) 融資あっせんの対象者の要件（第3条）

- ・ 区の区域内に居住していること。
- ・ 被保護者の私立高等学校等への入学が確定していること。
- ・ 経済的理由により入学に必要な支度資金（以下「支度金」という。）の融資を必要としていること。
- ・ 支度金を他から借り受けることが困難であること。
- ・ 住民税を滞納していないこと。
- ・ 融資を受けた資金の償還について、十分な返済能力を有すること。

(イ) あっせんする融資の限度額等（第4条）

- ・ 被保護者一人につき40万円以内とする。
- ・ 融資に付す利子は、固定金利とする。

(ウ) 利子及び保証料の補給（第5条）

区長は、あっせんした融資から生じた利子及び保証料の全額を取扱金融機関に対し補給する。

(エ) 償還期限及び方法（第9条）

償還期限は、据置期間経過後40月以内とし、月賦均等償還の方法によるものとする。

イ 貸付制度の対象者等の見直し（第11条及び第16条）

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日から施行し、平成30年4月以後に高等学校等に入学する者について適用する。

イ 経過措置 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の文京区入学支度資金貸付条例の規定により貸付けを受けている者に係る支度金については、なお従前の例による。

4 文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事に係る費用負担に関する協定

(1) 協定の目的 文京大塚みどりの郷、大塚福祉作業所等の大規模改修工事

(2) 協定金額 金26億280万円

(3) 協定の相手方 京都府京都市伏見区桃山町大島38-528

社会福祉法人洛和福祉会

理事長 矢野一郎

【参考】

① 工期 協定締結の翌日から平成31年11月30日まで

② 支出科目等 平成29年度 一般会計 民生費 老人福祉費
心身障害者福祉費

平成30年度 債務負担行為

平成31年度 債務負担行為

5 文京区勤労福祉会館の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 勤労福祉会館の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

ア 公の施設 文京区勤労福祉会館

イ 指定管理者 株式会社オーエンス

東京都中央区銀座四丁目12番15号

ウ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年)

6 文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者の指定について

(1) 提案理由 文京福祉センター江戸川橋及び文京福祉センター湯島の指定管理者を指定するため、提案する。

(2) 公の施設、指定管理者及び指定の期間

ア 公の施設 文京福祉センター江戸川橋

文京福祉センター湯島

イ 指定管理者 社会福祉法人武蔵野会

東京都八王子市台町一丁目19番3号

ウ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年)

7 平成29年度文京区一般会計補正予算